

# 青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義

—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

中 澤 文 彦

## I. はじめに

「青山スタンダード論集」における投稿論文には、教育実践報告に関連するテーマに即した投稿論文が求められている。しかし、筆者は、青山学院大学における教育実践経験のない状況下で、論文の投稿を希望し、青山スタンダード教育機構のご厚意によって、その許可を頂いた。

では、なぜ、論文の投稿を希望したのか、について筆者の考えを述べると、それは、「日本の法と社会 A」のシラバスを作成している際に以下のような疑問が生じたからである。

- (A) 各履修者は、なぜ本科目を履修しようと考えたのか。
- (B) 本科目の履修を希望する履修者は、どのような法的問題に関心があるのか。
- (C) 実社会において、各履修者が今後遭遇するであろう、さまざまなトラブルに対して、各履修者はいかなる対処をすべきかについて実際に考えたことはあるのか、又は、各履修者が、すでに何らかのトラブルに遭遇していた場合、その対処はどのようなものであったのか。

以上のような疑問を明らかにするにあたり、各履修者が現代の日本社会で起きている法律上の問題ないし関心事をどのように捉えているのかを教員が授業を行う事前段階で具体的に把握する必要があると考えたことが本論文の投稿を希望した主な理由である。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にし—

したがって、「青山スタンダード科目における『日本の法と社会 A』という科目の果たすべき役割及び意義」を具体的に分析検討した上で、その内容に基づいた授業を行うことにより、履修者は本科目に対する興味を寄せることができ、結果として、本科目の教育効果が図れる可能性があると考えられる。

本稿では、まず、青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の位置付けを確認し（第2章）、学生生活実態調査に基づいた大学生のトラブル事例と各機関の調査結果及び対応策について検討し（第3章）、更に、本科目の履修者のアンケート調査結果を参考にした上で（第4章）<sup>1</sup>、青山スタンダードの基本的な考え方に基づいた本科目の果たすべき役割と意義について検討してみたいと考える（第5章）。

## II. 青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」の位置付け

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の位置付けを検討してみる。その前提として、青山スタンダード科目の理念をみてみることにする。

### (1) 青山スタンダード科目の理念

「青山スタンダード科目」は、2つの科目群に区分されている。第1群は、コア科目であり、第2群は、テーマ別科目である。前者は、2つのコアに分けられ定義されている。その1つは、一定水準の技能・能力を保障する「技能コア科目」であり、他の1つは、一定範囲の知識・教養を保障する「教養コア科目」である。「技能コア科目」は、言葉の技能、身体の技能、情報の技能という3領域からなり、「教養コア科目」は、キリスト教理解関連科目、人間理解関連科目、社会理解関連科目、自然理解関連科目、歴史理解関連科目という5領域からなっており、「日本の法と社会 A」は、社会理解関連科目の1

---

<sup>1</sup> 本科目の履修者にアンケート調査のご協力をいただきました。この場をお借りしてお礼を述べさせていただきます。

つとされ<sup>2</sup>、その理念として以下のような記載がなされている。

**「青学生に相応しい現代社会に必要な教養と技能を身につける**

例えば、AIの在り方を考える際に人権や倫理の知識が必要であるように、ひとつの専門性だけではとらえきれない事象が多く存在します。これからの学びでは、そうした事象に、文理の枠にとらわれず幅広く総合的な知見からアプローチすることが重要視されています。さまざまな事象や課題に対応できる学際融合教育を推進するために、青山スタンダードが誕生しました。卒業後の社会で活躍できるよう、青学生として身につけるべき教養と技能の獲得を約束します」

**「異なる学問や異分野の仲間との『出会い』が複眼的な視野を養い、多様性を理解し、あなたの可能性を最大限に拓く**

『青山スタンダード』の魅力は、…学問を通じて、新たな価値観や伝統的な思想、これまで知り得なかった異なる学問に出会えること、そしてその機会を4年間、自由に得られることにあります。学部学科の専門科目で『専門性』を磨きながら異分野の仲間と出会うことで、自ずと『自分とは異なる考え』に気づくことができるでしょう。『青山スタンダード』で学ぶ教養・技能が、学部学科の専門科目での学びを進める支えとなり、知的好奇心を刺激し自由に学び、探究する。その知性あふれる行動があなたの可能性を拓くのです<sup>3</sup>

「どの学部・学科を卒業したかに関わりなく、『一定の水準の技能・能力』を学ぶものとして『技能コア科目』が、『一定の範囲の知識・教養』を学ぶものとして、『教養コア科目』が、『コア科目』をさらに発展させるものとして、『テ

<sup>2</sup> [https://www.aoyama.ac.jp/faculty/aoyamastandard/curriculum/coresubject\\_themesubject.html#anchor\\_02](https://www.aoyama.ac.jp/faculty/aoyamastandard/curriculum/coresubject_themesubject.html#anchor_02) (2023年9月25日最終閲覧)

<sup>3</sup> <https://www.aoyama.ac.jp/faculty/aoyamastandard/> (2023年9月25日最終閲覧)

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にし—

ーム別科目』が置かれています。青山学院大学では、人間理解関連科目を自己理解科目として位置づけ、キリスト教理解関連科目、社会理解関連科目、自然理解関連科目、歴史理解関連科目のそれぞれが自己との関わりを意識して学習されていくことを求めています。技能コア科目も、自己表現の手段としてのスキルと位置付けられることで、自己と関係付けられた知の構築が求められています」<sup>4</sup>（下線部筆者）

## (2) 青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」の位置付けの分析

青山スタンダード科目の理念を踏まえると、「日本の法と社会 A」という科目は、現代社会における様々な法的な課題に対して、各法についての一定の範囲の知識・教養を通じて、文理の枠にとらわれない幅広い総合的な知見や「自分とは異なる考え」、つまり、複眼的な視点からアプローチすることを求められ、かつ、社会の構成員となるべき各履修者自身と当該社会との関わりを意識した学習ないし学修が求められる科目としての位置付け、と捉えることができる。

## Ⅲ. 大学入学後のトラブル事例と各機関の調査及び対応策の検討

### 1. 学生生活実態調査

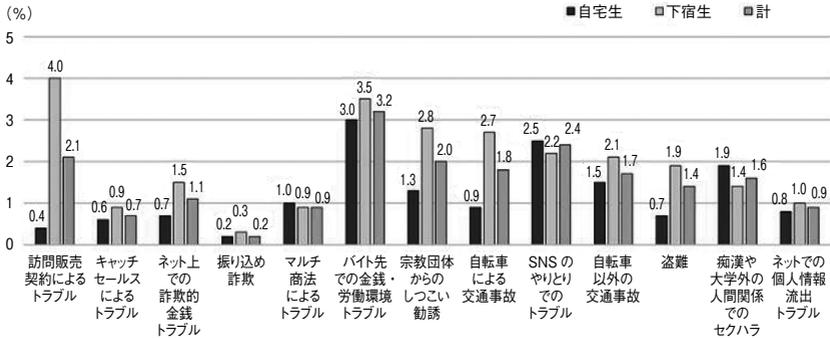
全国大学生生活協同組合連合会による学生生活実態調査に基づいた「大学入学後に遭遇したトラブル」事例をみると、自宅生、下宿生を含めたトラブル事例として、1. 訪問販売契約によるトラブル<sup>5</sup>、2. アルバイト先での金銭・労働環境トラブル、が比較的多いことに気が付く<sup>6</sup>。

一般論として、大学生は、社会人としての知識、経験のない成年<sup>7</sup>であることから、初めて、一人暮らしを始めた、初めて、アルバイトを始めた大学生が

<sup>4</sup> [https://www.aoyama.ac.jp/faculty/aoyamastandard/curriculum/coresubject\\_themesubject.html](https://www.aoyama.ac.jp/faculty/aoyamastandard/curriculum/coresubject_themesubject.html)（2023年9月25日最終閲覧）

<sup>5</sup> [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/white\\_paper/2022/white\\_paper\\_119.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2022/white_paper_119.html)（2023年9月25日最終閲覧）

図表1 大学入学後に遭遇したトラブル



出典：「全国大学生生活協同組合連合会第58回学生生活実態調査 概要報告」より

各トラブルに遭遇する確率は相当程度高くなる可能性を否定できない。そこで、「日本の法と社会A」という授業内容に関わりがあると思われる上位2つの一般的なトラブル事例、1. 訪問販売契約トラブル（キャッチセールスによるトラブルを含める）<sup>8</sup>、2. アルバイト先での金銭・労働環境トラブルの2つのトラブル事例を中心にして、そのようなトラブルの発生にはどのような要因があり、また、どのような対応策がなされているのか、更には、どのような共通点と相違点がみられるのか、について検討してみることにする。

まず、訪問販売契約トラブルが起きる背景を検討する前提として、「令和4

<sup>6</sup> <https://www.univcoop.or.jp/press/life/report.html>（2023年9月25日最終閲覧）

「『1. 大学入学後に遭遇したトラブル』(複数回答)のうち、いわゆる消費者トラブルが、30大学回答者9,126人で4.5%・412件発生しており、かなりの件数となっている。※消費者トラブル『訪問販売契約』『キャッチセールス』『ネット上での詐欺的金銭トラブル』『マルチ商法』2.『訪問販売契約によるトラブル』は下宿生では、4.0%、171件にも上る。下宿生は自宅生より消費者トラブルのリスクが高い傾向にある」との分析がなされている。

<sup>7</sup> 「民法の一部を改正する法律（法律第59号（平30・6・20）」における「成年」について、大学生は満18歳以上であり、全て同文言の「成年」であることを前提とする。

<sup>8</sup> ここでは、訪問販売契約は、特定商取引に関する法律第2条（定義）における、事業者が営業所以外の場所で商品や権利の販売又は役務の提供を行う契約をする取引を指し、また、キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む商取引の契約を指すものとして本稿をすすめることにする。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にし—  
年版消費者白書（第 1 部第 2 章第 1 ～第 2 節）」（以下、「白書」という）の内容  
をみてみることにする<sup>9</sup>。

## 2. 一般的な大学生の訪問販売契約トラブルの発生要因とその対応策

### (1) 一般的な大学生の訪問販売契約トラブルの発生要因

#### ① 18 歳から大人の新しい時代へ～若者を取り巻く環境と意識の変化<sup>10</sup>

##### i. 若者を取り巻く社会環境の変化

- (a) デジタル化の進展（インターネット利用率は 8 割超と高水準，スマートフォンやタブレット型端末が急速に普及，電子商取引の市場規模が拡大，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により，「暮らしのデジタル化」が進展したと感じる人は 3 割を超える）
- (b) 孤独・孤立の顕在化（地域との付き合い方が変化，新型コロナウイルス感染症の感染拡大で「地域のつながりや助け合い」が悪化したと感じる人が 3 割を超える，大学生活においては，登校日数が減少し，友人と接する機会が減少，「友達ができない（いない）・対人関係がうまくいかないこと」を気にかける学生が増加）
- (c) 成年年齢引下げ
- (d) 教育等を通じた社会貢献への意識の醸成（持続可能な開発目標 SDGs，SDGs と持続可能な開発のための教育 ESD）

##### ii. 若者の意識とコミュニケーション

- (a) 若者の意識（若者の約 8 割から 9 割は現在の生活に満足し，約 5 割が生活の程度は「中の中」と捉えている，若者は他の年齢層よりもイベントや体験では参加者同士の一体感や，「その時・その場でしか得られない」といった非再現性を重視，若者は他の年齢層よりも「チャンスと感じたら逃

<sup>9</sup> [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/white\\_paper/assets/2022\\_whitpaper\\_all.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/assets/2022_whitpaper_all.pdf) 6 頁以下（2023 年 9 月 25 日最終閲覧）

<sup>10</sup> ここでの「若者」は「大学生」と同意義として本稿をすすめることにする。

したくない」意識が高い、若者は他の年齢層よりも「周りの人から注目されたい」、「自身について発信したい」、「発信したものに反応が欲しい」意識が高い、13歳から29歳までの男女の約5割は自分の考えを相手に伝えることに苦手意識を持っている、13歳から29歳までの男女の約5割は自分は役に立たないと強く感じ、約7割は今の自分を変えたいと思っている、16歳から29歳までの男女の6割から7割は働くことに不安を抱えている、若者は他の年齢層よりも「困っている人・助けが必要な人の役に立ちたい」意識が高い一方で、「環境問題・社会課題の解決の役に立ちたい」意識は同程度)

- (b) 若者のコミュニケーション（若者のSNS利用率は高く、他の年齢層よりも長時間利用している、若者はSNSを幅広い用途で利用する一方、情報の公開、発信は注意深く行っている）

## ② 若者の消費行動の特徴と形態

- (a) 若者は「食べること」等にお金をかけつつ、「参加型のイベント」、「有名人やキャラクター等を応援する活動」にお金をかけている。
- (b) 若者は商品やサービスの購入時に、「SNSでの口コミ・評価」、「知人・友人」、「公式サイト」の情報を重視している。
- (c) 若者は、商品やサービスを購入する際、「品質・性能の良さ」、「価格の安さ」や「見た目・デザイン」等を重視している。
- (d) 他の年齢層と比較すると、若者は「価格の安さ」と「見た目・デザイン」を重視する一方、「環境問題・社会課題の解決への貢献」の重視度は一部を除くと高くない。
- (e) 若者に特徴的な消費形態として、「トキ消費」、「推し活」があり、つまり、前者は、若者は他の年齢層と比較して、「今しかできない参加型の体験やコンテンツ」を指し、後者は「有名人やキャラクター等の応援」への消費意欲が高いことを指す。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

③ 消費生活相談にみる若者の消費者トラブルの傾向

- (a) 若者の消費生活相談は 20-24 歳で多く発生し、2021 年は約 9.5 万件発生しており、いずれの年齢区分でも「通信販売」に関する消費生活相談の割合が高い。
- (b) 契約購入金額・既支払額は年齢区分が高いほど高額化しており、① 15-19 歳は美容に関する相談の件数が多く、② 20-24 歳と 25-29 歳は一人暮らしやもうけ話に関する相談の件数が多い。

④ 若者の性質との関連性<sup>11</sup>

- (a) 「知識や経験の不足」に起因するせい弱性を抱えている。
- (b) 「経済的な余裕のなさ」によって、悪質事業者からもうけ話に勧誘されるおそれがある
- (c) 「コミュニケーションへの苦手意識」によって、取引相手と適切な交渉ができないおそれがある。
- (d) 「悩みや不安等の気持ち、今の自分を変えたいという前向きな気持ち」につけ込むような勧誘に巻き込まれるおそれがある。
- (e) 約 7 割の若者が消費者トラブルに対して不安を感じている。
- (f) 若者の約 6 割は「情報があふれていて、正しい情報を判断しにくい」と感じている、友人を作ることが難しくなり、悩んだときの相談相手が不足している可能性がある。

⑤ 消費者トラブルとの関連性

- (a) 特に若者の消費者トラブルが多い分野として、副業や情報商材等のもうけ話に関する消費生活相談件数が増加傾向にある。
- (b) 「マルチ取引」に関する消費生活相談件数は 20-24 歳の相談件数が多い。
- (c) 美容に関する商品・サービスで、若者の消費生活相談が多く発生している

---

<sup>11</sup> 前掲注 9) 7 頁以下

- る。
- (d) 「定期購入」に関する消費生活相談件数は15-19歳が多い。
  - (e) SNSをきっかけとするトラブルとして、若者のSNS関連の消費生活相談件数は増加傾向にある。
  - (f) 若者のSNS関連の消費生活相談は、もうけ話に関する相談が上位にみられる。
  - (g) 若者はSNS上の広告と接触する機会が多いことからSNSをきっかけに、美容に関する商品や、出会い系サイトのトラブルが発生している（10歳代後半は、4割以上がSNS上の広告のリンク先までは確認していない）。
  - (h) チャンスと感じたら逃したくないという意識を持っている若者は、「ブランド品をうたう広告」や「効き目を強調する広告」のリンク先を確認する割合が高い。

⑥ 消費者トラブルの具体的事案

独立行政法人国民生活センターの調査に基づいた成年の消費者トラブルの事案を具体的に示すと以下のようになる。

図表2

2022年度(5,108件)			参考:2021年度同期(4,849件)		
順位	商品・役務等	件数	順位	商品・役務等	件数
1	脱毛エステ	716	1	商品一般	305
2	出会い系サイト・アプリ	249	2	出会い系サイト・アプリ	290
3	商品一般	241	3	脱毛剤	289
4	他の内職・副業	181	4	他の娯楽等情報配信サービス	244
5	賃貸アパート	149	5	他の健康食品	189
6	アダルト情報	138	6	電気	185
7	医療サービス	116	7	アダルト情報	182
8	他の健康食品	113	8	他の内職・副業	158
9	役務その他サービス	103	9	賃貸アパート	137

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

10	脱毛剤	101	10	脱毛エステ	99
11	他の娯楽等情報配信サービス	96	11	役務その他サービス	94
12	コンサート	94	12	インターネットゲーム	77
13	普通・小型自動車	74	13	テレビ放映サービス（全般）	73
14	電気	73	14	修理サービス	69
15	修理サービス	69	15	教養・娯楽サービスその他	68
15	携帯電話サービス	69	16	紳士・婦人洋服（全般）	60
17	紳士・婦人洋服（全般）	53	17	自動車運転教習所	56
18	自動車運転教習所	52	18	携帯電話サービス	51
18	教養・娯楽サービスその他	52	19	普通・小型自動車	47
20	インターネットゲーム	50	20	医療サービス	44

出典：「18・19歳の消費者トラブルの状況 —成年年齢引下げから1年—」より

## ⑦ 分析

白書に基づくと、現在の大学生は、デジタル化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、他者との関係性が希薄になった環境の下に置かれている可能性を指摘することができる。また、そのような若者の意識に着目してみると、非再現的な体験をしたいという意識が高く、更に、「困っている人・助けが必要な人の役に立ちたい」意識が高いと推察することができる。

特に、若者の消費行動に着目してみると、自己の興味のあることに対する熱意は非常に高く、それ故に、自己の興味のある分野への消費を最大のチャンスと捉えて、そのような分野に対して積極的に消費ないし行動をする傾向にあると推察することができる。

ところで、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることなどを内容とする民法の一部を改正する法律が成立したことが、18、19歳の大学生の消費者トラブルに何らかの影響を及ぼしていると考えることができる。そこで、商品、サービスなどを若者に対して販売しようとする事業者の活動に着目してみると、若者の消費に対する積極的側面、例えば、「品質・性能の良さ」、「価格の安さ」や「見た目・デザイン」等を重視した消費に力を入れた活動をし、

また、そのときにしか参加できないようなイベントなどに参加する、いわゆる「トキ消費」などに力を入れた活動をする状況にあると推察できる。また、事業者には、消極的側面、例えば、知識や経験の不足、経済的な余裕のなさ、コミュニケーションの苦手意識、自分を変えたいなど、ある種の若者のぜい弱性を利用して、商品・サービス販売を行おうとする意図をみてとることができる。つまり、事業者が、現代の若者の性質や置かれた環境の影響下での消費行動に即した形で、商品、サービスを販売する傾向がトラブルの主な要因になっている可能性を指摘することができる。

例えば、消費トラブルの第1順位となっている「脱毛エステ」のトラブル事案<sup>12</sup>では、「安さや気軽さを強調した広告を見て、お試して施術を受けるつもりが、施術後に高額なコースを勧誘されて契約したというケースのほか、長期間のコースの途中で事情が変わって通えなくなったというケース」が報告されている。また、第2順位となっている「出会い系サイト・アプリ」のトラブル事案<sup>13</sup>では、「悩みを聞くだけで報酬がもらえるという出会い系サイトに登録した。報酬をもらうためにサイト内ポイントの購入を求められ、電子マネーで課金したが、報酬は得られず、サイトにアクセスできなくなった。どう対処したらよいか。」（下線部筆者）というようなケースが報告されているからである。

もっとも、商品、サービスの販売という側面にのみ着目した場合、消費者の消費行動などに即した形での商品、サービス販売をすること自体は、事業者の経営戦略として捉えることができ、そのような側面からは問題はないといえる。しかし、前掲したトラブル事案に内在する問題には、消費者が18、19歳という知識、経験がなく、悩みや不安な気持ちを抱いた、ある種のぜい弱性を抱えた消費者であることを利用して、そのような若者を欺罔、誘惑し、当該事業者が高額な商品など（サービスを含む）を若者に販売しようとするという問

<sup>12</sup> [https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202305\\_11.pdf](https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202305_11.pdf)（2023年9月25日最終閲覧）

<sup>13</sup> [https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/deaikei.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/deaikei.html)（2023年9月25日最終閲覧）

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考に—  
題があるといえる。

## (2) 若者の消費者トラブルへの対応策

では、成年年齢引下げに伴って、その対応策がどのようになされてきたのかについて、簡単に言及しておくこととする。なお、ここで取り挙げる各法令及び条項は、上述してきた若者の消費者トラブルに関わる法令及び条項のみを対象とする。

### ① 制度の整備

#### (a) 消費者契約法の改正

(i) 消費者契約法の一部を改正する法律<sup>14</sup>（平成30年法律第54号、以下2018年法改正という）

#### **消費者契約法第4条第3項3号、同法第4条第3項4号**

「不安をあおる告知」について、例えば、就職活動中の学生と知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要である」などと告げて勧誘し、当該学生を困惑させて契約をさせる行為、また、「人間関係の濫用」について、例えば、男性が電話を掛け、何度かその男性と電話をするうち好きになり、思いを伝えたとこ、男性に誘われて宝石展示場に行き、男性が「買ってくれないと関係を続けられない」といい、当該人を困惑させて金銭を出捐させる行為などを例示している。つまり、2018年法改正は上述したような困惑類型と呼ばれる消費者契約について、その申込み又は承諾の意思表示の取消規定を置いている。

---

<sup>14</sup> consumer\_system\_cms101\_200826\_02.pdf（2023年9月25日最終閲覧）

- (ii) 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律<sup>15</sup>（以下、2023年法改正という）

**消費者契約法第3条第1項等、同法第4条第3項、同法8条第3項、同法9条第2項**

2023年法改正は、2018年法改正の付帯決議などに対応するため、契約の取消権の拡充、不当条項規制について解約料（消費者の立証負担軽減の追加など）が行われ、消費者被害の防止・救済の強化をしている。

- ・事業者の努力義務の拡充を契約の解除に必要な情報提供等
- ・契約の取消権を追加している。例えば、勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘する、威迫する言動を交えたり、相談の連絡を妨害する、契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にするなど。
- ・免責の範囲が不明確な条項の無効
- ・解約料の説明の努力義務を規定している。例えば、消費者に対し算定根拠の概要を説明する必要など。

- (b) 特定商取引法施行規則の改正<sup>16</sup>（以下、2021年法改正という）

2021年法改正は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律であり、2021年法改正の趣旨目的は、消費者のぜい弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢などの変化への対応のため、特定商取引法・預託法などの改正による制度改革によって、消費者被害の防止・取引の公正を図ることを目的としており行政処分の対象としている（下線部筆者）。

<sup>15</sup> [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/amendment/2022/assets/consumer\\_system\\_cms101\\_220613\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2022/assets/consumer_system_cms101_220613_01.pdf)（2023年9月25日最終閲覧）

<sup>16</sup> <https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/20220104ra04.pdf>（2023年9月25日最終閲覧）

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

## ② 消費者教育の充実<sup>17</sup>

### (a) 教材の開発, 手法の高度化

- ・消費者庁で 2016 年度に作成した高等学校の生徒向け消費者教育教材について、全国の学校教育現場での活用を推進している。
- ・主体的・対話的で深い学びの視点（アクティブ・ラーニングの視点）からの授業改善を図った学習により、実践的な知識の習得を推進している。

### (b) 実務経験者の学校教育現場での活用

- ・実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士など）を外部講師として学校教育現場で活用することを推進している。

### (c) 教員の教育・研修

- ・大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習会などにおいて、消費者教育に関する取り組みを推進している。

### (d) 大学・専門学校などと消費生活センターの連携

- ・大学・専門学校などと地元の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有や出前講座などを実施している。

### (e) 消費者教育推進の体勢整備

- ・地方公共団体における「消費者教育推進計画」の策定及び「消費者教育推進地域協議会」の設置を推進している。

## ③ 消費生活相談窓口の充実・周知

### (a) 消費生活相談窓口の充実

- ・地方公共団体における消費生活センターの整備

### (b) 消費者ホットライン 188 の周知<sup>18</sup>

- ・消費者ホットライン 188

<sup>17</sup> [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/white\\_paper/2018/white\\_paper\\_221.html#zuhyo-2-1-5-2](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2018/white_paper_221.html#zuhyo-2-1-5-2)（2023 年 9 月 25 日最終閲覧）

<sup>18</sup> [https://www.caa.go.jp/policies/policy/local\\_cooperation/local\\_consumer\\_administration/hotline/assets/local\\_cooperation\\_cms204\\_220815\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/assets/local_cooperation_cms204_220815_01.pdf) 消費生活センターへの相談窓口としての役割があるといえる。（2023 年 9 月 25 日最終閲覧）

・消費生活センターの存在と役割について積極的な広報

(3) 小括

訪問販売契約トラブルの発生要因には、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることなどを内容とする民法の一部を改正する法律が成立したことで、事業者が、若者の消費行動に着目をしつつも、18、19歳という知識、経験がなく、悩みや不安な気持ちを抱いたある種のぜい弱性を抱えた消費者であることを利用して、若者を欺罔、誘惑し、高額な商品など（サービス提供を含む）を販売するという若者の属性に関わるトラブル発生要因があると推察できる。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、他者との関係性が希薄になった環境下に置かれることを余儀なくされた若者は感染拡大以前よりも一層深い悩みや不安な気持ちを抱いた状況下で事業者に欺罔される確率がより高くなった可能性を指摘することができる。

政府は、若者の訪問販売（消費者）契約トラブルへの対応策として、2018年法改正、2021年法改正、2023年法改正などに取り組むことで、消費者被害の防止・救済の強化、取引の公正を図るという対応策を講じており、特に、各法改正に共通した特徴として、若者のぜい弱性<sup>19</sup>に配慮をした法改正がなされているという特徴を指摘することができる。また、政府は、高等学校の段階で、消費者教育を行い、大学・専門学校における被害事例に関する情報共有や教育を行い、大学における消費者ホットライン188の周知、消費生活センターの存在と役割の広報活動に取り組んでいる。

<sup>19</sup> 消費者庁「消費者契約法の現状を検証し将来の在り方を考える 有識者懇談会 参考資料」（2023年7月）「『脆弱性』は、自然人が持つ限定合理性等や、状況的脆弱性として捉えられるもの、若年・高齢・貧困等による類型的・属性的脆弱性として捉えられるものなどその概念が多様である」（下線部筆者）との指摘がなされている。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

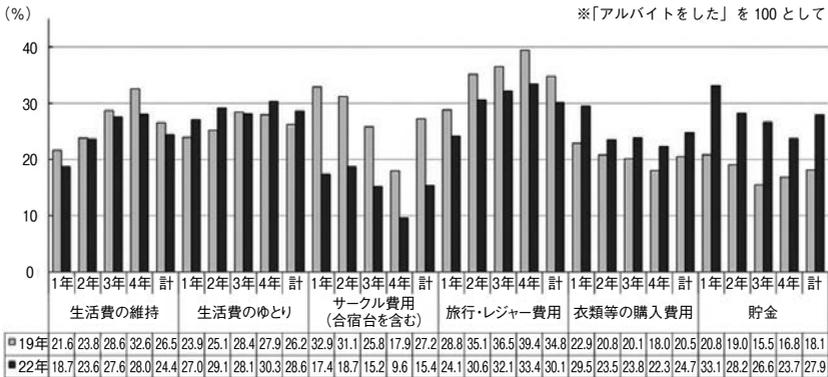
### 3. 一般的な大学生のアルバイト先での金銭・労働環境トラブルの発生要因とその対応策

#### (1) 一般的な大学生のアルバイト先での金銭・労働環境トラブルの発生要因

##### ① 大学生のアルバイト収入の主な使途

学生生活実態調査における「半年間アルバイト収入の主な使途」<sup>20</sup>について行ったアンケート調査をみると、2019年と2022年とを比較してみた場合、顕著にみられる傾向として、サークル活動の費用及び旅行・レジャー費用の割合が2019年よりも2022年が、大幅に減少している一方で、貯蓄の割合が2019年よりも2022年が、大幅に増加している傾向がみられている。

図表3 半年間のアルバイト収入の主な使途



出典：「全国大学生生活協同組合連合会第58回学生生活実態調査 概要報告」より

##### ② 大学生のアルバイト先でのトラブル事例

日本労働組合総連合会が行ったアンケート調査をみると<sup>21</sup>。大学生のトラブル事例は概ね労働時間と人間関係（いじめ、ハラスメントなど）、休日休

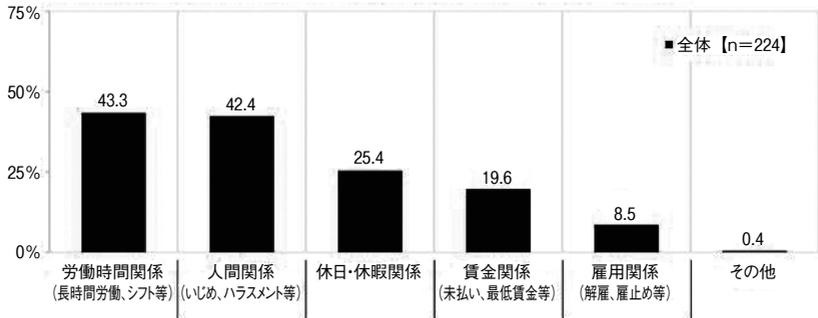
<sup>20</sup> <https://www.univcoop.or.jp/press/life/report.html>（2023年9月25日最終閲覧）

<sup>21</sup> <https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20230113.pdf?15> 連合会調べにおけるアンケート回答対象者には高校生、高専生も含まれているが、実態としては大きな齟齬は生じていないと考えられることから、以下ではそれに基づいた上で本稿をすすめることとする（2023年9月25日最終閲覧、以下、「連合会調べ」という）。

暇が大半を占める傾向がみてとれる。

図表 4

アルバイト先でどのようなトラブルにあったか [複数回答形式]  
 対象：アルバイト先で労働時間や賃金などの労働条件、ハラスメント、人間関係等のトラブルにあったことがある人



出典：「日本労働組合総連合会調べ」より

### ③ 働くに際して必要な法律や知識（ワークルール）の学習経験の有無とトラブルとの関係性

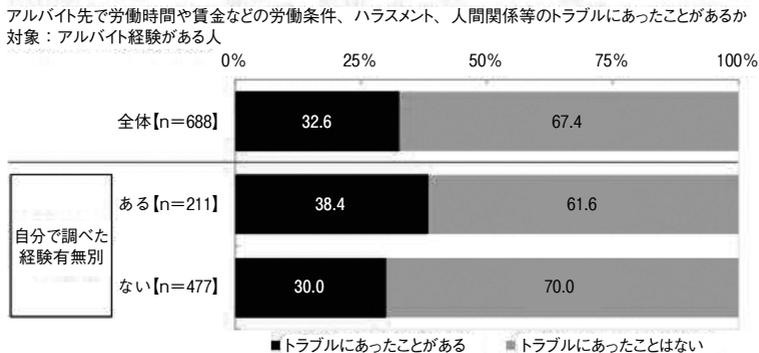
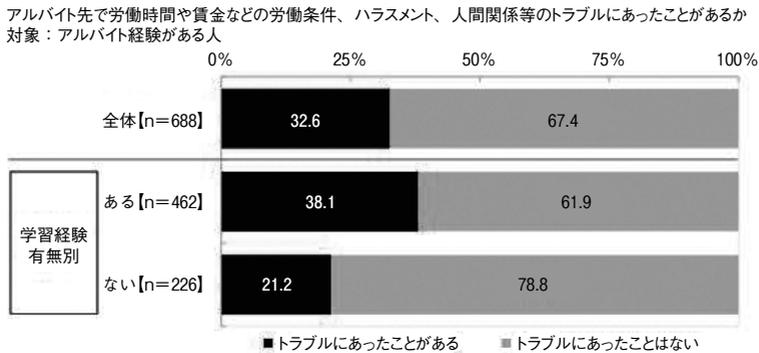
それでは、①、②のアンケート調査結果を受けて、アルバイト先で労働時間やハラスメント、人間関係等のトラブルにあったことがあるのか否かについてのアンケート調査をしてみると、以下のような結果が示されている。つまり、アルバイト経験のある学生の中で、トラブルに合ったことのある学生は、トラブルにあったことのない学生と比較して比較的少ない傾向にあるといえる。

しかし、トラブルに合ったことのある学生の中身をみてみると、ワークルールの学習経験がある学生は、学習経験のない学生と比較して、トラブルにあったことがある学生数が相対的に多い傾向がみられ、また、ワークルールについて自ら調べた経験のある学生は、ワークルールを調べた経験のない学生と比較して、トラブルにあったことがある学生数が相対的に多い傾向がみられている<sup>22</sup>。

<sup>22</sup> 連合会調べ・前掲注 21) 9 頁

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
 一大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして

図表 5



出典：「日本労働組合総連合会調べ」より

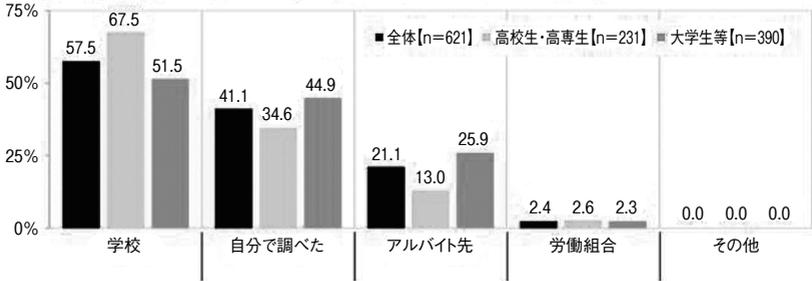
④ ワークルールの学習した場所について

③のアンケート調査結果を受けて、ワークルールの学習した場所をみてみると、学校（高等学校，大学）で学習をしている割合が高く，次に，自ら調べた割合が高いという結果が示されている。また，アルバイト先でワークルールの学習する割合が比較的高い傾向が示されており，つまり，アルバイト先での学習の中身としては，アルバイトを行う学生自身の労働条件をはじめとして，他のアルバイト学生とのコミュニケーションを通じてワークルールの学習する場合も含まれている可能性を指摘することができる。

図表6

働くときに必要な法律や知識（ワークルール）について、どこで学習したか【複数回答形式】

対象：賃金や労働時間、休日など、働くときに必要な法律や知識（ワークルール）について学習する機会があった人

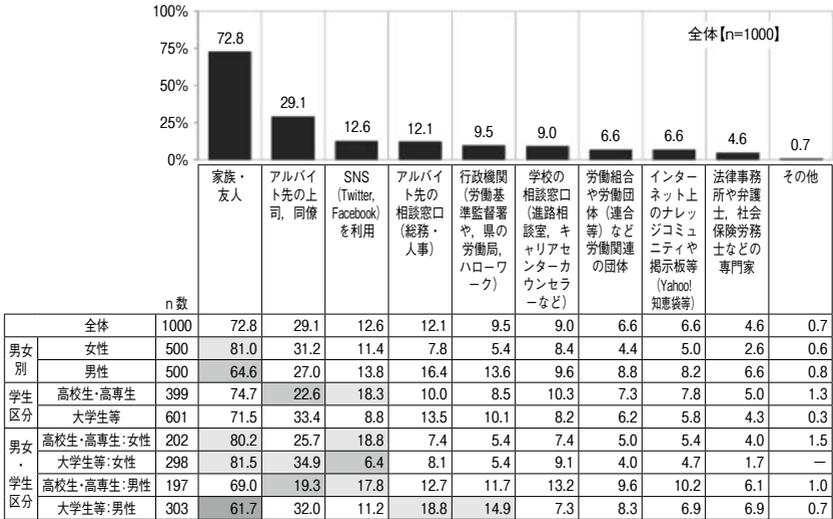


出典：「日本労働組合総連合会調べ」より

- ⑤ アルバイト先におけるトラブルを相談したい場合、どこに相談するかについて最後に、学生がトラブルに合い、そのトラブルを相談したい場合には、どこに（誰に）相談するのかについては、男女を問わず、家族、友人に相談する割合

図表7

アルバイト先におけるトラブルを相談したい場合、どこに相談するか【複数回答形式】



■全体比 +10 pt 以上 / □全体比 +5 pt 以上 / ▨全体比 -5 pt 以下 / ■全体比 -10 pt 以下 (%)

出典：「日本労働組合総連合会調べ」より

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考に—  
合が一番高く、次に、アルバイト先の上司、同僚に相談する割合が高いという結果が示されている。

## (2) アルバイトトラブルに対する具体的な対応策

### ① 厚生労働省「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果について」

厚生労働省は平成 27（2015）年 11 月 7 日に、「学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握し、適切な対策を講じる参考とするため、平成 27 年 8 月下旬から 9 月にかけて、大学生、大学院生、短大生、専門学校生に対し、アルバイトに関する意識等調査を行いました。その結果を取りまとめましたので、公表します」として、アルバイトを行う学生のトラブルに対する対策を講じるための参考調査（以下、参考調査という）を行っている<sup>23</sup>。

もっとも、参考調査は 8 年前の調査結果であることを考慮して、本稿では、その中身について詳しく言及することは避けるが、本稿との関係で、特に重要と思われる箇所についてのみ言及しておくこととする。

参考調査の別紙参照<sup>24</sup>における、「アルバイトと学業の両立についての大学生等の意見（自由記載）」についての記述内容をみると、

【使用者に関する意見】として、「シフトをもっと柔軟にするなどシフト上の配慮をしてほしい（特にテスト期間）」、「使用者が学生の学業優先に対する理解を持ってほしい」、「代替人材（主婦や高齢者等）の確保や十分な数のバイトを確保してほしい」、「使用者に対する取締を強化してほしい／事業者側が労働条件の明示等のルールをもっと知って守ってほしい／バイトに無理をさせないでほしい」、などの意見がみられている。

また、【学生自身に関する意見】として、「学生自身の自覚や意識、計画性を

<sup>23</sup> <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>（2023 年 9 月 25 日最終閲覧）

<sup>24</sup> <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyoiku-Roudoujougenseisakuka/0000103575.pdf> 4 頁以下参照（2023 年 9 月 25 日最終閲覧）

もつべき」, 「学生側が自分の条件をはっきりと主張し, 時には断るべき」, 「自分でバイトの労働条件をよく調べ, 自分の生活にあった仕事を見つけるべき」, などの意見がみられている。

更に, 【その他の主な意見】として, 「使用者とコミュニケーションをとって双方で確認・相談する／職場で休みが取りやすい環境や雰囲気をつくる／同僚に相談できる環境をつくる」, 「大学の授業料を値下げもしくは授業料の援助を拡充してほしい／奨学金を充実してほしい」, 「その他, 勤務先以外で学生が相談できる場所の整備してほしい」, 「学校が条件を把握・チェックしてほしい」, 「店側も人員確保が困難ということは理解できる」, などの意見がみられている。

② 厚生労働省「学生アルバイトの労働条件の確保について要請しました～厚生労働省と文部科学省が連携し, 学生アルバイトの多い業界団体に要請～」

①を受けて, 厚生労働省は, 平成27(2015)年12月25日に, 以下のよう  
な要請を業界団体に対し行っている。

「厚生労働省は, このたび, 文部科学省と連携して, 学生アルバイトの多い業界団体に対し, 労働基準関係法令の遵守のほか, シフト設定などの課題解決に向けた自主的な点検の実施を要請しました。

また, この要請に先立ち, 厚生労働省は, 一般社団法人日本経済団体連合会, 日本商工会議所, 全国中小企業団体中央会に対しても労働基準関係法令の遵守や, シフト設定などの課題への配慮について要請しました。

これらの要請は, 今年8月下旬から9月にかけて実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」の調査結果を踏まえ, 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組強化の一環として行ったものです。

この調査では, 労働条件の明示が適切になされなかった, 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかったなど, 労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また, 採用時に合意した以上のシフトを入れられた, 試験期間にシフトを入れられたなど, 学業とアルバイトの適切な両立への影響が疑われ

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

るものもありました。

厚生労働省は、今後も、大学生などに対する労働基準関係法令の周知・啓発や相談への的確な対応など、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を強化していきます。」との説明をした上で、各種業界団体に、1.労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与などの労働基準関係法令を遵守すること、2.学生の本分である学業とアルバイトの適切な両立のためのシフト設定などの課題へ配慮すること、などを要請している<sup>25</sup>。

③ 厚生労働省「令和5年度『アルバイトの労働条件を確かめよう!』キャンペーンを全国で実施します～学生アルバイト等のトラブル防止のために～」  
最近の厚生労働省によるアルバイトトラブル防止対策として、以下のような取り組みが見受けられている。

具体的には、「全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年で9回目となります。キャンペーン期間中、厚生労働省では、大学等での出張相談や、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布などを行いますので、これからアルバイトを始める学生のみなさんはもちろん、既にアルバイトをされている方も、この機会にぜひ、ご自身の労働条件を確かめてみてください」とのキャンペーンを行っている。

特に、重点的に呼びかける事項として、(1)労働条件の明示、(2)シフト制労働者の適切な雇用管理、(3)労働時間の適正な把握、(4)商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止、(5)労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止、を挙げている。また、主な取り組み内容として、(1)都道府県労働局による大学等

<sup>25</sup> <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000108174.html> (2023年9月25日最終閲覧)

への出張相談の実施、(2)大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発、(3)都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応、などを主な取り組み内容としている<sup>26</sup>。

④ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正（以下、労働施策総合推進法という）

労働施策総合推進法は、1966年に制定された労働者の雇用に関する法律である「雇用対策法」を2018年7月に厚生労働省からの通達（「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律について」）に従って改称したものとされる。

その改正の背景については、2011年に厚生労働省が「パワーハラスメント」の定義として「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場の優位性を背景にして、義務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場の環境を悪化させる行為」を公表した。それと同時に「パワーハラスメント」の行為類型として、「身体的攻撃」「精神的攻撃」「過大な要求」「過小な要求」「人間関係の切り離し」「個の侵害」の6類型を示した。そしてこの公表された定義と行為類型をもとに行われた2012年、2016年の「職場ハラスメントに関する実態調査」の結果と「個別労働紛争解決制度の施行状況」により、深刻な「職場いじめ・嫌がらせ」問題が社会的に認知され、そのため「労働施策総合推進法」の改正に至ったとされている<sup>27</sup>。

(3) 小括

一般的な学生のアルバイト収入の使途に関するアンケート調査結果をみてみると、旅行・レジャー費用の割合が2019年よりも2022年が、大幅に減

<sup>26</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32043.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32043.html)（2023年9月25日最終閲覧）

<sup>27</sup> 中村幸子「労働施策総合推進法の改正の意義と課題」鹿兒島国際大学大学院学術論集（2022年）3頁

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にし—

少している一方で、貯蓄の割合が2019年よりも2022年が、大幅に増加している傾向がみて取れた。つまり、このような傾向の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による、レジャー費用などの減少と推察することができる一方で、貯蓄が増加している状況をみてみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響に伴って他者との関係性が希薄になった環境下に置かれたことを契機として、生活防衛に対する意識が高まった状況があると推察することができる。

参考調査におけるアンケートの各意見と連合会調べのアンケート調査結果を併せてみた上で、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルの発生要因を検討してみたところ、アルバイトのトラブル発生要因としては、シフト制度の下で本人が学業に専念するために休みを希望しているにも関わらず、人手不足を主な理由として、アルバイト先の上司（オーナー、店長）や同僚（先輩アルバイト要員）が本人の意思に反して勤務を命じている状況があると推察することができる。したがって、そのようなトラブル発生要因が、大学生のアルバイトにおけるトラブルで2番目に高いトラブル事例としてのパワーハラスメント、人間関係のトラブル発生につながる主要因であると推察することができる。また、このようなトラブル発生要因は、3番目に高いトラブル事例として示されている「休日休暇関係」に直接関連するトラブル発生要因として捉えることができる。

更に、アルバイトで生じた労働環境に対する疑問についての相談対象は、男女を問わず、家族、友人に相談する割合が一番高く、次に、アルバイト先の上司、同僚に相談する割合が高いという傾向が示されている状況を踏まえると、当該人らがアルバイトにおけるトラブルに対する根本的な解決策を自ら見出す状況には至っておらず、つまり、アルバイトの労働環境などに対する相談の域を出ていない状況にあると推察することができる。

加えて、アルバイトをしている学生の過半数以上はトラブルに合っていないと感じているというアンケート調査結果もみられており、同調査結果に基づく、アルバイト経験のある者でワークルールを学習したことがない者の中には

トラブル発生事例が相対的に少ない状況が見受けられている。すなわち、そのような調査結果に関して当該人らが直面している状況がトラブルであることを認識していない状態を示す調査結果の可能性があるという分析<sup>28</sup>については、アルバイトにおけるトラブル発生の事前抑止を講じる手立てを遅らせてしまう一要因となっている可能性を指摘することができる。

以上のような学生アルバイトの実態などを踏まえて、政府は、8年前から、学生アルバイトの多い業界団体に対して、労働基準関係法令の遵守のほか、シフト設定などの課題解決に向けた自主的な点検の実施などを要請する対応策を講じてきている。また、昨今では、アルバイトを始める学生に対して、自らの労働条件などを確かめるよう促すキャンペーンなどを行ってきており、更に、具体的な対応策として、(1) 都道府県労働局による大学等への出張相談の実施、(2) 大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発、(3) 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的かつ積極的な対応策を講じている。

更に、労働施策総合推進法の改正にみられるように、職場における「パワーハラスメント」などの社会的認知に伴って法改正が行われている。

ところで、8年前の参考調査にみられるようなアルバイトトラブルの実態と現在のそれとの間には特段大きな変化はみられておらず、つまり、時の経過に伴った学生のアルバイトトラブルの実態にはそれほど大きな変化はみられていない。

---

<sup>28</sup> 連合会調べ・前掲注21)9頁における分析では、「トラブルにあったことでワークルールについて学んだりワークルールについて自分で調べたりしたケースや、実際はトラブルであるにも関わらずトラブルと認識していなかったケースがあるのではないだろうか」との分析がなされている。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

#### 4. 一般的な大学生の訪問販売契約トラブルとアルバイト先での金銭・労働環境トラブルの比較検討

(1) 各トラブルに内在するトラブル発生要因

(a) トラブル発生要因の共通点

1. ～ 3. の内容を総合的に踏まえた場合、一般的な大学生の訪問販売契約トラブルとアルバイト先での金銭・労働環境トラブルに内在するトラブル発生要因の共通点としては、以下のような内容を挙げることができる。

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響によって他者との関係性が希薄になった環境下に置かれることを余儀なくされている。
- ② 「知識や経験の不足」に起因する「せい弱性」や「経済的問題」を抱えた若者である。
- ③ 「コミュニケーションへの苦手意識」による課題解決に向けての交渉力の弱さ。

では、①～③の項目ごと具体的に分析してみると、

まず、① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響によって他者との関係性が希薄になった環境下に置かれることを余儀なくされた、という点については、他者との関係性の希薄化に影響を受ける形で、各大学生の生活防衛意識が高まり、その意識に影響を受ける形で、例えば、安さや気軽さを強調した広告を見て、お試して施術を受けるつもりが、施術後に高額なコースを勧誘されて消費者契約を締結してしまうケースがみられており、また、例えば、現在行っているアルバイトの労働条件などを確認するという行為に対して自己防衛意識が発動された結果、疑問を解消することに謙抑的になり、専門的な知識を有する者にそのような疑問を相談するなどの行動をとらなかったことに起因するトラブル発生要因と捉えることができる。

② 「知識や経験の不足」に起因する「せい弱性」や「経済的問題」を抱えた若者である、という点については、当該人の属性ともいえ、つまり、一方当

事者（事業者、使用者）と比較して、他方当事者（若者）は、経済力、情報力などの力の格差としての、ある種の劣位者であり、したがって、主に、そのような属性を利用しようとする一方当事者の態様などに起因するトラブル発生要因と捉えることができる。

③ 「コミュニケーションへの苦手意識」による課題解決に向けての交渉力の弱さ、という点については、トラブルに発展する事前段階での課題を認識ないし把握する能力が他方当事者に求められているといえ、つまり、他方当事者の置かれた状況がトラブルに発展する可能性があるという課題認識（把握）に対する能力不足及びその課題解決に向けてのコミュニケーションに関わる能力不足に起因するトラブル発生要因と捉えることができる。

以上のように、①については、外部的な要因と内部的な要因の交錯した要因から発生するトラブル要因と捉えることができ、②、③については、主に、他方当事者が消費者又は労働者であるという経済力、情報力、交渉力などの力の格差としての、ある種の劣位者という内部的な要因から発生するトラブル要因と捉えることができる。

#### (b) トラブル発生要因の相違点

1. ～3.の内容を総合的に踏まえた場合、一般的な大学生の訪問販売（消費者）契約トラブルとアルバイト先での金銭・労働環境トラブルに内在するトラブル発生要因の相違点としては、

- ① 「訪問販売（消費者契約）における一方当事者（事業者ないし使用者）の行為ないし態様とアルバイトにおける一方当事者の行為ないし態様を挙げることができる。
- ② 訪問販売（消費者）契約トラブルについては、成年年齢の引き下げによって影響が大きいといえる一方で、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルについては、成年年齢の引き下げによる影響は小さいといえる。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にし—

では、①～②の項目ごと具体的に分析してみると、

まず、①「訪問販売（消費者契約）における一方当事者（事業者ないし使用者）の行為ないし態様とアルバイトにおける一方当事者の行為ないし態様」という点については、

訪問販売（消費者）契約トラブルは、形式的に、他方当事者（若者）に商品、サービスを提供するという契約内容になっているものの、その実態は、前述したように、他方当事者が安さや気軽さを強調した広告をみて、お試して施術を受けるつもりが、施術後に、一方当事者が高額なコースを勧誘し、契約内容をよく理解することなく消費者契約を締結してしまうというケースがみられており、このようなケースは、消費者契約締結前に、一方当事者は欺罔する意思を以ってそのような行為に及んでいるという実態があると推察することができる。

一方において、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルは、一方当事者が他方当事者から労務の提供を受けてその対価を支払うという関係から発生しており、したがって、両当事者の合意をみた当初の労働条件、例えば、「シフトによる」という契約内容に基づいて就労したところ、その実態が当初の合意とは大きく乖離した実態であると判明した場合、他方当事者は退職を選択する可能性は否定できず、それ故に、そこでのトラブル発生要因には、訪問販売（消費者）契約トラブルにみられるような、一方当事者による欺罔する意思を伴った行為ないし態様とまではいえない。

次に、② 訪問販売（消費者）契約トラブルは、成年年齢の引き下げによって影響が大きいといえる一方で、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルについては、成年年齢の引き下げによる影響は小さいといえる、という点については、前述したように、訪問販売（消費者）契約トラブルについては、事業者が若者のある種のぜい弱性を利用しようとする状況がみられており、つまり、成年年齢の引き下げに伴った影響が大きいと考えられる一方で、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルは、そもそも未成年者であっても、事実上、労働契約を締結してアルバイトを行うことが可能であることから成年年齢の引き下

げの影響は前者と比較して相対的に小さいと推察できる<sup>29</sup>。

以上のように、訪問販売（消費者）契約トラブルには、一方当事者によって高額な商品、サービスを提供（販売）しようとする意図が窺え、つまり、他方当事者の当初の意思とは異なった契約を締結させようとする行為ないし態様が、かかるトラブルの発生要因と捉えることができ、したがって、内部的な要因から発生するトラブル要因と捉えることができる。

一方、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルについては、例えば、人手不足に起因するシフトの強制的な変更などを想定することができ、つまり、アルバイト先の上司（オーナー、店長）や同僚（先輩アルバイト要員）が、本人の意思に反して勤務を命じているという実態を想定することができ<sup>30</sup>、したがって、外部的な要因と内部的な要因の交錯した要因から発生するトラブル要因と捉えることができる。

## (2) 各トラブル発生に対する対応策

### (a) 各トラブル発生に対する対応策の共通点

1.～3.の内容を総合的に踏まえた場合、各トラブル発生に対する対応策の共通点としては、

訪問販売（消費者）契約トラブルに対する対応策は、2018～2023年に掛けて法改正がなされており、また、2019～2022年に掛けての概ね同時期に「労働施策総合推進法」の改正がなされている、という点を指摘することができる。

### (b) 各トラブル発生に対する対応策の相違点

1.～3.の内容を総合的に踏まえた場合、一般的な大学生の訪問販売契約ト

<sup>29</sup> ただし、例えば、民法5条による未成年者保護規定などは存在している。

<sup>30</sup> 独立行政法人労働政策研究・研修機構 濱口桂一郎研究所長他「シフト制労働のあるべき姿」日弁連シンポジウム 季労282号（2023年）74頁「ブラックバイトの場合、無理にシフトを入れられることがあるかもしれませんが、この場合は、学業等への配慮をすべきと思います」との指摘に対して、「無理に『入れ』と言ったら、辞めてしまう可能性もありますからね。ましてや人材不足ですし」との指摘がなされている。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

ラブルとアルバイト先での金銭・労働環境トラブルに内在するトラブル発生要因の相違点としては、以下のような内容を挙げることができる。

- ① 訪問販売（消費者）契約トラブルに対する対応策は、高等学校の段階で、消費者教育を行っており、また、大学・専門学校における被害事例に関する情報共有や教育、大学における教員の教育・研修を行っており、更に、地方公共団体における「消費者教育推進計画」の策定などを積極的に行っている一方で、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルへの対応策は、アンケート調査結果に基づくと、高等学校、大学、専門学校において教育されている状況はみられているものの、消費者契約のような積極的な対応策は特段みられていない。
- ② アルバイト先での金銭・労働環境トラブルへの対応策は、学生アルバイトの多い業界団体に対して、労働基準関係法令の遵守のほか、シフト設定などの課題解決に向けた自主的な点検の実施などを要請する対応策を講じてきている一方で、訪問販売（消費者）契約トラブルに対する対応策にはそのような対応策は特段みられていない。

では、①～②の項目ごと具体的に分析してみると、

①については、訪問販売（消費者）契約トラブルに対する対応策は、民法改正に伴う影響を鑑みて、政府は、高等学校、大学、専門学校において教育を行うような対策を講じてきており、また、大学における教員に対してもその教育、研修が行われている状況が窺え、若者を取り巻く環境への積極的な対応策をみてとることができる。

一方において、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルに対する対応策は、高等学校、大学、専門学校などにおける労働法<sup>31</sup>に関わる教育の必要性が専門家によって指摘をされながらも現状では積極的な対応策をみてとること

---

<sup>31</sup> ここでの「労働法」という文言は働く上でのルール（ワークルール）として捉えて本稿をすすめることとする。

はできない<sup>32</sup>。

②については、学生アルバイトを雇用する使用者に対する指導や啓蒙としての対応策と捉えることができる一方で、訪問販売（消費者）契約トラブルについては、一方当事者（事業者）は、他方当事者（若者）の意思に関わらず高額の訪問販売（消費者）契約を締結させようとする意図を有しており、したがって、一方当事者に対する指導や啓蒙としての対応策の効果に対する疑問を踏まえて積極的な対応策はなされていない可能性を推察できる。

### (3) 小括

各トラブルに共通してみられる発生要因には、外部的な要因がみられているものの、主に、当事者間に内在するトラブル要因（内部的な要因）があると分析することができる。つまり、そこには、共通して、他方当事者（事業者ないし使用者）が一方当事者（若者）のコミュニケーションの苦手意識を含むある種のせい弱性を利用することで発生するトラブル要因が存在しているといえる。

政府は、そのようなトラブル要因を鑑みて、ホットラインや専門の相談センターの存在と役割の広報活動、専門相談コーナーの設置などを講じるという訪問販売（消費者）契約、アルバイト先での金銭、労働環境トラブルに共通した

<sup>32</sup> 紺屋博昭「大学生の在学中の就労における法的課題」特集 学生の就労をめぐる法的課題」季労 253号（2016年）19頁「対等な契約地位の獲得と、誠実な契約履行と、紛争発生時の解決力の発揮とを目標に、労働者あるいは労働者予備軍に〈労働と雇用の法システム〉を、現状と限界を素直に交えて伝える。自立した当事者の育成のための投資であり、教育である。投資先の予備軍（求職者予備軍とも理解できる）には中等教育課程にて社会、公民、政治経済の科目等を通じ、勤労の権利義務と労働契約の内実と紛争処理機関の実態とを伝達する。高等教育や専門教育課程では予備軍と労働者が混じるが、あらゆる専門関連科目（文系なら労働法、雇用法、訴訟法、裁判法のほか、労働経済学、労務管理論、企業経営論、産業組織心理学等の多様な関連科目が想定される）を通じて、あるいは流行のキャリア教育関連各種科目を通じて、さらには実習科目等を通じて、法やルールのみが雇用と労働の領域世界をすべて統制する訳ではなく、相手のある（または企業組織への繰り込みを想定した）雇用労働の実像と紛争予防及び対処策を学生に様々に教育することが有用だろう（休学、留学、遊学、あるいは退学者を含め、各種学生らに応分の受講学修機会を提供しよう）」との指摘がなされている。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

対応策がみられており、また、各法改正などを通じて各種のトラブルにも対応策を講じている。

もっとも、訪問販売（消費者）契約については、民法改正に伴って発生するトラブルを事前抑止するために、高等学校、大学、専門学校での消費者教育に力をいれ、また、大学での教員に対しても教育、研修を行う状況が窺える一方で、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルへの対応策については、高等学校、大学、専門学校などにおいて労働法に関わる教育を行っている状況は窺えるものの、消費者教育と比較してトラブルの事前抑止に向けた積極的な教育はなされていないといえ、労働法教育の限界がみて取れる。

この点について、仮に、学生（若者）がアルバイトの労働環境や労働条件などに不満がある場合には、その当事者関係からの離脱（退職）を視野に入れることが十分に可能であり、したがって、それ以上の被害の拡大はないと考えることもできる。

一方において、訪問販売（消費者）契約については当事者間で締結した契約に基づいて役務提供ないし物品購入の対価（金銭）を継続的に支払う義務が他方当事者に生じており、したがって、他方当事者には早急な法的対処が求められる状況を想定することができる。

そうすると、トラブル（被害）の拡大という側面に着目した場合には、若者に対する労働法教育は、訪問販売（消費者）契約の教育と比較してコストを掛けて問題の是正に取り組むインセンティブは低いと考えることができる。もっとも、前述したように労働法教育の遅れが、アルバイトにおけるトラブル発生の事前抑止を講じる手立てを遅らせてしまう一要因になっている可能性も否定できない。

#### Ⅳ. 日本の法と社会 A の履修者に対するアンケート調査結果の検討

##### 1. 本科目の履修者に対するアンケート調査内容

ここで、「日本の法と社会 A」という科目の履修者に対して行ったアンケート調査内容を以下に示すこととする。

アンケート調査にご協力をお願いします。

問1 全学共通の特徴ある教養教育としての「青山スタンダード」の理念を知っていましたか？

1. なんとなく知っていた 2. 良く知っていた 3. どちらかといえば知らない 4. 全く知らない

回答 ( )

問2 「青山スタンダード科目」は、「青学生に相応しい現代社会に必要な教養と技能を身につけ」、また、「異なる学問や異分野の仲間との『出会い』が複眼的な視野を養い、多様性を理解し、あなたの可能性を最大限に拓く」ことを目的としています。この理念をどう思いますか？

1. 共感できる 2. まあ共感できる 3. 共感する必要はない 4. そうなんだ…

回答 ( )

問3 なぜ、あなたはこの科目を履修しようと考えたのですか？

1. 単位のため 2. 法律の知識を得たい 3. 法的思考を身に付けたい 4. わからない

回答 ( )

ここからは具体的な質問となります。

問4 学生生活で何かトラブルに見舞われたことはありますか？

回答 ( )

問5 民法4条において成年年齢の引き下げがなされており、18歳から成年として扱われます。それを知っていましたか？また、知っている、知らないに関わらず何か学生生活に変化はありましたか。

回答 ( )

問6 訪問販売やキャッチセールス等を通じてトラブルに合ったことはありますか。そのトラブルにはどのように対処しましたか。

回答 ( )

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にし—

問7 問5, 6に関連して, 消費者契約法の改正がなされていますが知っていますか? 仮に知っている場合にはそれはどのようなことですか?

回答 ( )

問8 問5, 6に関連して, 消費者ホットライン 188, 消費生活センターを知っていましたか? 仮に知っている場合にはそれはどのような内容ですか?

回答 ( )

問9 アルバイトをしていてトラブルに合ったことはありますか? そのトラブルにはどのように対処しましたか。

回答 ( )

問10 問9に関連して, アルバイトでのトラブルに合った場合, 誰に相談しますか?

回答 ( )

問11 厚生労働省がアルバイトを始める学生さんに対して「令和5年度『アルバイトの労働条件を確かめよう!』キャンペーン」をしていることを知っていますか? 仮に, 知っている場合, どのような中身か, そして, それをどのように活用しようと思いますか?

回答 ( )

問12 そのキャンペーンには, (1)都道府県労働局による大学等への出張相談の実施(2)大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発, (3)都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し, 学生からの相談に重点的に対応していることを知っていますか?

回答 ( )

問13 問9に関連して, 労働法教育などを受けたことがありますか? もしあった場合, それはどのような内容でしたか? 具体的に記載してください。

回答 ( )

問14 問9に関連して, 仮に, 本科目(日本の法と社会 A)で労働法教育が受けられるとすれば, 受けたいですか? それはなぜですか?

回答 ( )

問15 本アンケート調査を通じてあなた自身が考えたことや本科目の講義に対する意見や希望があれば自由に記載して下さい(例えば、社会問題で関心がある事項を講義を通じて勉強してみたいなど…)

回答 ( )

## 2. アンケート調査についての分析検討

アンケート調査に回答していただいた本科目の履修者(以下、履修者という)は、全履修者数52名中、18名となった。その回答の具体的な内容及び回答結果を分析してみたところ、以下のような結果を得ることができた<sup>33</sup>。

### (1) 青山スタンダード科目に関する回答とその分析

問1 全学共通の特徴ある教養教育としての「青山スタンダード」の理念を知っていましたか?については、

1. なんとなく知っていた 67% 2. 良く知っていた 2% 3. どちらかといえば知らない 17% 4. 全く知らない 14%

問2 「青山スタンダード科目」は、「青学生に相応しい現代社会に必要な教養と技能を身につけ」、また、「異なる学問や異分野の仲間との『出会い』が複眼的な視野を養い、多様性を理解し、あなたの可能性を最大限に拓く」ことを目的としています。この理念をどう思いますか?については、

1. 共感できる 45% 2. まあ共感できる 50% 3. 共感する必要はない 5% 4. そうなんだ… 0%

問3 なぜ、あなたはこの科目を履修しようと考えたのですか?については、

1. 単位のため 17% 2. 法律の知識を得たい 67% 3. 法的思考を身に付けたい 16% 4. わからない 0% (複数回答在り)

以上のように、青山スタンダード科目の内容については、詳細な内容は知ら

<sup>33</sup> 2023年9月22日時点での正規登録履修者数である。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

ないものの、過半数以上はその内容について理解を示しており、また、その理念についても共感している状況が窺える。また、本科目を履修しようと考えた動機には、概ね、法律的知識を得たいと考えている履修者が約7割を占めていることが分かった。

## (2) 訪問販売（消費者）契約に関する回答

問4、5のトラブルに巻き込まれた経験、成年年齢の引き下げについて、履修者の94%以上はトラブルに巻き込まれた経験はない、との回答を示しており、また、履修者のほぼ全員が民法4条の成年年齢の引き下げについて「知っている」、との回答を示しており、かつ、特段生活に変化はない、との回答を示している。

例えば、履修者Aは、「知っていました。契約などが18歳から行えるということを知っていたので例えばクレジットカードなどお金が関わってくる勧誘などに対して警戒心を持って学生生活を送っています」との回答を示している。

**問6 訪問販売やキャッチセールス等を通じてトラブルに合ったことはありますか。そのトラブルにはどのように対処しましたか、との問いに対して、**

履修者Bは、「自分はトラブルにあったことはないが、兄がメンズ脱毛サロンへの入金後にサロンが閉院してしまうという被害に遭ったことがある。幸いクレジットカードでの支払いだったため、消費生活センターやクレジットカード会社に連絡をしたところ引き落としを取り消しにすることができたので、被害額は出なかった」(下線部筆者)との回答を示している。

履修者Cは、「新聞の勧誘がしつこかった。断り切れず契約し、その後営業所にクーリングオフの電話をしたが、営業マンから泣きの電話が来たので3か月分契約した。一人暮らしで出費がきついので、大半を『家をあける』のような理由をつけて配達停止にしてもらった」との回答を示している。

履修者Dは、「私は芸能活動に興味はありませんが、求人サイトで明らかに怪しいオーディションバイトを見つけたので、面白そうだと思い行ってみたら劇場型詐欺でした。民法で成年年齢が引き下げられる前だったので、未成年者

契約の取り消し手続きを行おうと考えています」との回答を示している。

問7, 8の消費者契約法の改正及び政府による消費者ホットライン188などの広報については、アンケート調査に回答した概ね全履修者が、「知らない」、との回答を示している。

以上のように、履修者ないし履修者のご家族に、訪問販売（消費者）契約トラブルが発生している状況はみられているものの、トラブル発生の事前段階でのトラブルに対する警戒を含めて、トラブル（被害）を最小限度に留めるよう対処がなされている状況が窺える。

### (3) アルバイト先での金銭・労働環境トラブル、その他の回答

次に、問9 アルバイトをしていてトラブルに合ったことはありますか？そのトラブルにはどのように対処しましたか、との問いに対して、

履修者Eは、「住宅メーカーの呼び込みのアルバイトをしていた際に、男性社員から業務と関係のない性的な質問や話をされることがあった。学業に専念したいという理由の上退職し、職場を離れた」との回答を示している。

履修者Fは、「塾講師をしています、時間外労働は当たり前、深夜割増、残業手当もつかない職場でした。あまり事を荒立てたくなかったのでスケジュールの都合といい、退職を申し出ました」との回答を示している。

履修者Gは、「あります。有給申請をした後に再来月末で辞めることを社員さんに伝えると想定していたよりも少ない日数の有給しか取得できないこと、辞める月によって有給で得られる金額が変わることを伝えられました。対処としては本社のお問合せフォームに社員さんが送ってきたラインのスクリーンショットを添えて自分がした有給日数の計算ともう一度有給で貰える金額について確認してほしいとメールを送りました」との回答を示している。

以上のように、アルバイトについては訪問販売（消費者）契約と比較すると、履修者にトラブル（被害）が生じている状況が少なからずみられており、その際の対処として、履修者はその当事者関係からの離脱（退職）をその後のトラブル回避手段として選択している状況が窺える。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にし—

**問 10** 問 9 に関連して、アルバイトでのトラブルに合った場合、誰に相談しますか？との問いに対して、

95%以上が親ないし家族と回答し、その他には友人、職場の同僚、店長、弁護士、教授（大学）、労働組合、労働基準監督署などがあった。

**問 11, 12**については、アンケート調査に回答した履修者の大半が、「知らない」との回答を示している。

**問 13**については、概ね全履修者が「受けたことがない」との回答を示しているものの、一部の履修者は、「高校の授業や、大学の労働法の授業で受けたことがある。具体的には、例えばアルバイトにも有給があることを知った」との回答を示している。

**問 14** 問 9 に関連して、仮に、本科目（日本の法と社会 A）で労働法教育が受けられるとすれば、受けたいですか？それはなぜですか？との問いに対して、

履修者 H は、「受けたい。法律ベースで知識を持っていることで、自分や仕事仲間が不利益を被った時に雇用者に対して根拠や説得力を持って抗議ができるから。これから就職活動などもする思うので、基礎的な知識だけでも学んでみたい」との回答がなされている。

履修者 I は、「今まで触れたことがない内容で、気になるため受けてみたい。質問に対してほとんどが無知であったため、このアンケートで取り扱った内容も知りたい」との回答を示している。

履修者 J は、「労働法は、将来働くにあたって必ず必要となるものなので、受けたい。法学部の授業では、ミクロの視点でしか法学を扱わないため、マクロの視点から、身近に結び付けながら学習したい」（下線部筆者）との回答を示している。

履修者 K は、「受けたい。社会に出て自分が働くようになった時に身を守るのに役立ちそうだから。常識や教養として知っておくべき法的な知識を身に付けたいです。法の知識がないと社会に出たときに不利益を被るかもしれないと感じました。民法は実生活に関わるかもしれないので勉強したいです」（下線

部筆者) との回答を示している。

**問 15** 本アンケート調査を通じてあなた自身が考えたことや本科目の講義に対する意見や希望があれば自由に記載して下さい、に対して、

履修者 L は、「法律について学べる本科目の講義に興味を持ったきっかけとして、問 9 で回答した以前勤めていたアルバイト先でのトラブルがあります。自分でおかしいと感じても前もって法律を学んでいなかった所以对処が遅れてしまい、法律を学ぶ必要性を実感しました。また、アルバイトをしていた時には残業で 22 時を超えて勤務することが何度もありましたが、アルバイトを辞めた後に高校生は 22 時までしかアルバイトをしてはいけなかったことを知りました。法律を知らないことは自分が損をするだけでなく、自分が法律を違反する危険性があるため、『知らなかった』では済まないことだと考え、自分でもアルバイトに関しては調べるようになりました。しかし、今回のアンケート調査の中で自分の知らない項目がいくつもあったため、まだ勉強不足であると思いました。労働法をはじめ法律について知識を深めることは今後の生活にも役立ててことができます。これから法律についての知識を得るとともに暗記だけでなく法律に対して自分なりに考えながら本講義を受講させていただきます」(下線部筆者) との回答を示している。

履修者 M は、「受けたいと思う。これから自分が社会に出て働く上で自分自身や周りの人が不当な扱いを受けたり、不利益を被ったりすることから守ることができるかもしれないため。これまで法についての勉強を全くしたことがなかったので、この授業を通して知識を身につけたい」(下線部筆者) との回答を示している。

履修者 N は、「使用している教科書が高校生向けということもあり、基礎的な法律知識を身につけながら法的思考を身につけたいと思って履修した。授業内で扱う社会問題がいじめや LGBT など普段の私たちに身近かつ真剣に考えていかなければならないものが多かったため、法律ベースでそれらの問題と向き合った時にどのような考え方ができるのか、この授業を通して学んでいきたい」(下線部筆者) との回答を示している。

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

履修者 O は、「海外のユニークな裁判事例などを日本のものと比較して、違いを確かめてみたい」との回答を示している。

履修者 P は、「言葉による差別に関する法律を学びたい」との回答を示している。

履修者 Q は、「法律について知らないことがたくさんあると改めて思った。相続などのお金の問題などいつ自分に降りかかるか分からない状況に必要な法の知識を知りたいです」（下線部筆者）との回答を示している。

以上のように、履修者の概ね全てが労働法に対して興味を示している傾向がみられており、つまり、近い将来の自らの就労ないし就職を意識した回答がなされていると分析することができる。ところで、各履修者の法的な関心事は多岐に渡っている傾向がみて取れる。

#### (4) 履修者の回答に対する分析

まず、履修者は青山スタンダード科目の理念に共感を示した上で、本科目の履修動機について、その約 7 割が、「法律知識を得たい」との回答を示していることが分かった。

次に、履修者のアンケート調査結果は、一般的な学生のアンケート調査結果と比較してみた場合、一般的な学生の調査結果と大差のない回答結果であると評価することができる。

例えば、消費者トラブルに合ったことはあまりないものの、仮にトラブルに合った場合には、親（家族）に相談するケースが多く、また、履修者自らがトラブルに合ったことはないものの、例えば、履修者 B の兄弟が脱毛エステの消費者トラブルに合い、相応の対処をした旨の回答が示されている。更に、アルバイトにおける労働環境や労働条件トラブルについては、ハラスメント、時間外労働、退職に伴う有給取得などがトラブルの例として示されており、この点についても概ね一般的な学生のアンケート調査結果と大差のない回答結果と評価することができる。

特に、アンケートに対する回答の中で目を引いた内容としては、履修者の労

働法に対する関心の高さであり、つまり、履修者は、実社会との関係性においてその重要性に理解を示し、かつ、アルバイト経験から体験した身近な問題点に結びつけながら同法を学修したいとの回答を示していると評価することができる。もっとも、履修者ごとに、現代の日本社会の問題ないし関心事に対する熱量の高低が存在している可能性がみてとれる。

## V. 青山スタンダードの基本的な考え方に基づいた本科目の果たすべき役割と意義の検討

### 1. 第2章から第4章のまとめ

では、各章ごとの筆者の分析に立ち返った上でその内容を総括してみることとする。

第2章では、青山スタンダード科目における「日本の法と社会A」という科目の位置付けは、現代社会における様々な法的な課題に対して、各法についての一定の範囲の知識・教養を通じて、文理の枠にとらわれない幅広い総合的な知見や自分とは異なる考え、つまり、複眼的な視点からアプローチすることを求められ、かつ、社会の構成員となるべき各履修者自身と当該社会との関わりを意識した学習ないし学修が求められる科目としての位置付けと捉えることができた。

第3章では、訪問販売（消費者）トラブルの発生要因とその対策とアルバイト先での金銭・労働環境トラブルのそれを検討してみたところ、前者には、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立したことに伴って、事業者が若者の消費行動に着目しつつも、18、19歳という知識、経験がなく、悩みや不安な気持ちを抱いた、ある種のぜい弱性を抱えた消費者であることを利用して、若者を欺罔、誘惑し、金銭を領得するという若者の性質に関わるトラブル発生要因があると推察できた。

また、後者には、シフト制度の下で本人が学業に専念するために休みを希望しているにも関わらず、人手不足を主な理由として、アルバイト先の上司（オーナー、店長）や同僚（先輩アルバイト要員）が本人の意思に反して勤務を命

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にし—

じている状況があると推察することができた。したがって、そのようなトラブル発生要因が、大学生のアルバイトにおけるトラブルで2番目に高いトラブル事例としてのパワーハラスメント、人間関係のトラブル発生につながる主要因であると推察することができ、このようなトラブル発生要因は、3番目に高いトラブル事例として示されている「休日休暇関係」に直接関連するトラブル発生要因として捉えることができた。更に、アルバイトで生じた労働環境に対する疑問についての相談対象は、男女を問わず、家族、友人に相談する割合が一番高く、次に、アルバイト先の上司、同僚に相談する割合が高いという傾向が示されている状況がみて取れた。

このような状況を踏まえると、当該人らがアルバイトにおけるトラブルに対する根本的な解決策を自ら見出す状況には至っておらず、アルバイトの労働環境などに対する相談の域を出ていない状況にあると推察することができた。

以上のように、訪問販売（消費者）契約トラブルとアルバイト先での金銭、労働環境トラブルに共通してみられるトラブル発生要因には、外部的な要因はみられてはいるものの、そこには、主に、当該当事者間に内在するトラブル要因（内部的な要因）があるということができ、つまり、それは、他方当事者（事業者）が一方当事者（消費者ないし若者）のコミュニケーションの苦手意識を含むある種のせい弱性を利用することで発生するトラブル要因と捉えることができた。

そこで、政府は、2つのトラブルの発生要因を鑑みて訪問販売（消費者）契約やアルバイト先での金銭、労働環境トラブルに対して、ホットラインや専門の相談センターの存在と役割の広報活動及び専門相談コーナーの設置などの対応策を講じている。

もっとも、訪問販売（消費者）契約については、民法改正に伴って発生するトラブルの事前抑止をするために、多方面に渡って教育並びに研修などを行う状況が見受けられる一方で、アルバイト先での金銭・労働環境トラブルへの対応策については、高等学校、大学、専門学校などにおいて労働法に関わる教育を行っている状況は窺えるものの、消費者教育と比較してトラブル解消に向け

た積極的な取り組みは特段見受けられていない。この点について、トラブル(被害)の拡大という問題からみた場合には、若者に対する労働法教育は、訪問販売(消費者)契約の教育と比してコストを掛けて問題の是正に取り組むインセンティブは低いと推察することができたものの、若者に対する労働法教育の限界が、アルバイトにおけるトラブル発生の事前抑止を講じる手立てを遅らせてしまう一要因になっている可能性を指摘できた。

最後に、第4章では、各履修者は、青山スタンダードの理念に理解を示しつつ、本科目において法律知識を取得したいと考えている傾向がみられた。

また、一般的な学生のアンケート調査結果と比較してみた場合、履修者のアンケート調査結果は大差のない回答内容であると評価することができた。更に、履修者は実社会との関係性において労働法教育の重要性に理解を示しつつ、アルバイト経験を通じた履修者自らの身近な問題点に結びつけながら労働法を学修したいとの回答を示していた。特に、アルバイトトラブルに遭遇した履修者はそこからの離脱(退職)を選択しており、また、概ね全ての履修者は、訪問販売(消費者)契約トラブルとアルバイト先での金銭・労働環境トラブルに対する政府の対応策や広報活動に対する認識がないことが分かった。

以上のような第2章から第4章までの筆者の検討結果を踏まえると、

- (a) 履修者は、青山スタンダード科目の理念を一定程度理解している。
- (b) 履修者が遭遇したトラブル実態及びその背後に存在するトラブル発生要因と一般的な若者(学生)のそれとの間には、大きな乖離はないと評価することができる。特に、履修者の遭遇した金銭、労働環境トラブルについては、アルバイト先の職場環境などに対する不満を理由として、その職場を離脱することを選択する傾向がみられている。
- (c) 履修者は、訪問販売(消費者)契約トラブルとアルバイト先での金銭・労働環境トラブルに対する政府の対応策や広報活動に対する認識がない。また、若者に対する労働法教育の限界が、アルバイトにおけるトラブル発生の事前抑止を講じる手立てを遅らせてしまう一要因になっている可能性が

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にして—

ある。

- (d) 履修者は、現代の日本社会における法的問題ないし関心事について、自らの経験を通じてその問題ないし関心事を捉えており、また、法的問題ないし関心事は多岐に渡っている状況がみられている。

と分析することができる。

## 2. 青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割

では、1. (a)～(d)を踏まえて、筆者の分析に基づいた青山スタンダード科目における本科目の果たすべき役割を検討してみる。

青山スタンダード科目における本科目の果たすべき役割としては、履修者の社会における法的問題ないし関心事に対する熱量の高低に関わらず、各履修者に対して社会の構成員となるべき各履修者自身と社会との関わりを意識した学習ないし学修を構築する役割があるといえる。したがって、そこには、未だ遭遇したことのない実社会で発生する問題ないし課題について正確に把握する能力を醸成するために、各法についての一定の範囲の基礎的な知識・教養を通じて社会における各履修者自身がさまざまなトラブルに遭遇する可能性を常に意識させる役割があり、また、仮に、実社会においてトラブルに遭遇した場合には、自ら主体的にトラブルに対処することができるような人材を育成するという本科目の果たすべき役割があると考えることができる。

## 3. 青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき意義

2.における筆者の分析を踏まえた場合、本科目の果たすべき意義としては、現代の日本社会における価値観の多様化や科学技術の進展に伴って提起される複雑かつ難解な諸問題に対して複眼的な視点からアプローチをすることが可能になるという意義があるといえる。

例えば、「トランスジェンダー職員のトイレ使用制限と憲法 13 条」<sup>34</sup> という現代的問題ないし課題に対して、多様な背景を有する各学部にて在学している各履修者が、各法についての一定の範囲の基礎的な知識・教養を通じて自分事として問題意識を持つことで、その複眼的な視点から、かかる現代的な問題ないし課題に対するアプローチが可能になるという本科目の果たすべき意義があると考えられる。

また、例えば、履修者の大半が労働法教育を受けておらず、かつ、アルバイトでトラブルに合ったと回答している履修者は当該職場の離脱を選択していることが分かった。

このような状況を踏まえると、授業を通じて労働法に対する一定の知識・教養を身に付けることによって、実社会との関わりにおいて職場環境トラブル発生の事前抑止の手立てを講じることが可能になるといえ、また、仮に、アルバイトの職場環境に問題ないし課題がある場合には、当該店舗の店長及び同僚とのコミュニケーションを通じて職場環境の是正を図ることで、アルバイトの離脱を選択せずにその継続が可能になるという本科目の果たすべき意義があるといえる<sup>35</sup>。

## VI. 結びにかえて

最後に、青山スタンダード科目における本科目の果たすべき役割と意義を踏まえた上で、授業の具体的なすすめ方を以下に簡単にまとめておくこととする。

例えば、実際の訪問販売契約トラブルの事例<sup>36</sup>を紹介した上で、履修者自

<sup>34</sup> 最三小判令和 5・7・11 裁判所 Web.

<sup>35</sup> 細川良「労働法から見た『学生アルバイト問題』～その実態と対策の視点」 独立行政法人労働政策研究・研修機構 7～8 頁、「話し合いによって解決するコミュニケーションのスキルを教育する」との指摘がなされている。 [https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/seminar\\_kikkinkadai/\\_icsFiles/afieldfile/2021/03/08/03\\_h28risk\\_roudouseisaku\\_kikou.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/seminar_kikkinkadai/_icsFiles/afieldfile/2021/03/08/03_h28risk_roudouseisaku_kikou.pdf) (2023 年 9 月 25 日最終閲覧)

<sup>36</sup> 特定商取引法ガイド <https://www.no-trouble.caa.go.jp/> (2023 年 9 月 25 日最終閲覧)

青山スタンダード科目における「日本の法と社会 A」という科目の果たすべき役割と意義  
—大学入学後に遭遇した一般的なトラブル事例と履修者のアンケート調査結果を参考にし—

身がそのような契約を締結してしまった状況を想像してもらい<sup>37</sup>、実務的にクーリングオフを具体的にどのように行ったらよいか、又は、消費者ホットライン 188 や、消費生活センターの積極的な利用を促すような情報共有型、実践型の授業のすすめ方を想定することができる。また、例えば、アルバイト先でのシフト制について、現状はトラブルになってはいない状況と思われるものの、今後、学業や就職活動（インターンシップを含む）に支障が生じ始める可能性も視野に入れて、トラブルになりそうな問題に対する解決策を事前に考えてもらうような授業のすすめ方を想定することができる。

もっとも、筆者の分析に基づいた青山スタンダード科目における本科目の果たすべき役割と意義を踏まえた場合においても、本科目の履修者の法的問題ないし関心事には、ある種のグラデーションが存在することは否定できない。つまり、履修者の関心事は多岐に渡っている状況がみられており、全 15 回の授業のテーマごとに履修者の関心事の熱量の高低が生じる可能性は否定できない。そこで、各履修者ごとの法的問題ないし関心事にグラデーションが存在していることを前提にして、全 15 回のテーマを自分事として捉えることができるよう、各回の授業で取り上げるテーマに関わる具体的事例をその議論を含めて各履修者自身の問題として捉えてもらうことで、各テーマごとの学修意欲が刺激されることを期待でき、結果として、本科目の各履修者の教育効果が図れる可能性があると考えられる<sup>38</sup>。

<sup>37</sup> 河上正二「法律時評 成年年齢の引き下げと若年消費者保護について」法時 89 巻 2 号 (2017)「若年者は、概して社会的経験にとほしいことから、問題を具体的にイメージすることが困難であることにも配慮が必要である」との指摘がなされており、同指摘を踏まえると具体的な事例を各履修者と一緒に考え議論をするような授業の在り方を想定することができる。

<sup>38</sup> 紺屋・前掲 32) 論文 21 頁「労働法は、特殊な学者や専門家を除けば、働いてみないと分からない経験に照らして理解が少し進む不思議な法律と言える。学生時代に労働法を学んだところで、その後職場で上手に働ける保障はないし、学生のいまの黒いアルバイト先でのトラブルをすぐ解決しない」との指摘がなされており、同指摘を踏まえると、各履修者のアルバイトに関わるアンケート調査回答を参考に類似の事例問題を作成して各履修者と一緒に考え議論をするような授業の在り方を想定することができる。